

# おおい町地球温暖化対策実行計画

## 【事務事業編】

(地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画)

令和7年度～令和12年度（第2次）

令和7年3月

福井県 おおい町

## ■目次

<b>1. 背景</b> .....	<b>1</b>
<b>2. 基本的事項</b> .....	<b>3</b>
(1) 目的	
(2) 対象とする範囲	
(3) 対象とする温室効果ガス	
(4) 計画期間	
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	
<b>3. 温室効果ガスの排出状況</b> .....	<b>5</b>
(1) 温室効果ガス総排出量	
<b>4. 温室効果ガスの排出削減目標</b> .....	<b>7</b>
(1) 目標設定の考え方	
(2) 温室効果ガスの削減目標	
<b>5. 目標達成に向けた取組</b> .....	<b>8</b>
(1) 基本方針	
(2) 具体的な取組内容	
<b>6. 推進体制、進捗管理体制及び進捗状況の公表</b> .....	<b>11</b>
(1) 推進体制	
(2) 点検・評価・見直し体制	
(3) 進捗状況の公表	
<b>&lt;別表&gt;</b>	
温室効果ガスの排出量測定の対象施設 .....	<b>13</b>

## 1. 背景

### (1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

### (2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年（平成27年）11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国（いわゆる先進国）と非附属書I国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO2排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

### (3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50パーセントの高みに向けて、挑

戦を続けていく旨が公表されました。

また、令和3年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、令和3年6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時の ZEB 化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置付けられています。

令和3年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

## 2. 基本的事項

### (1) 目的

おおい町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「おおい町事務事業編」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、おおい町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

### (2) 対象とする範囲

おおい町事務事業編の対象範囲は、おおい町の全ての事務・事業とします。指定管理者制度により外部委託を実施している事務・事業についても対象とします。

なお、排出量測定の対象施設は、別表のとおりです。

### (3) 対象とする温室効果ガス

おおい町事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に掲げる 7 種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）のみとします。

### (4) 計画期間

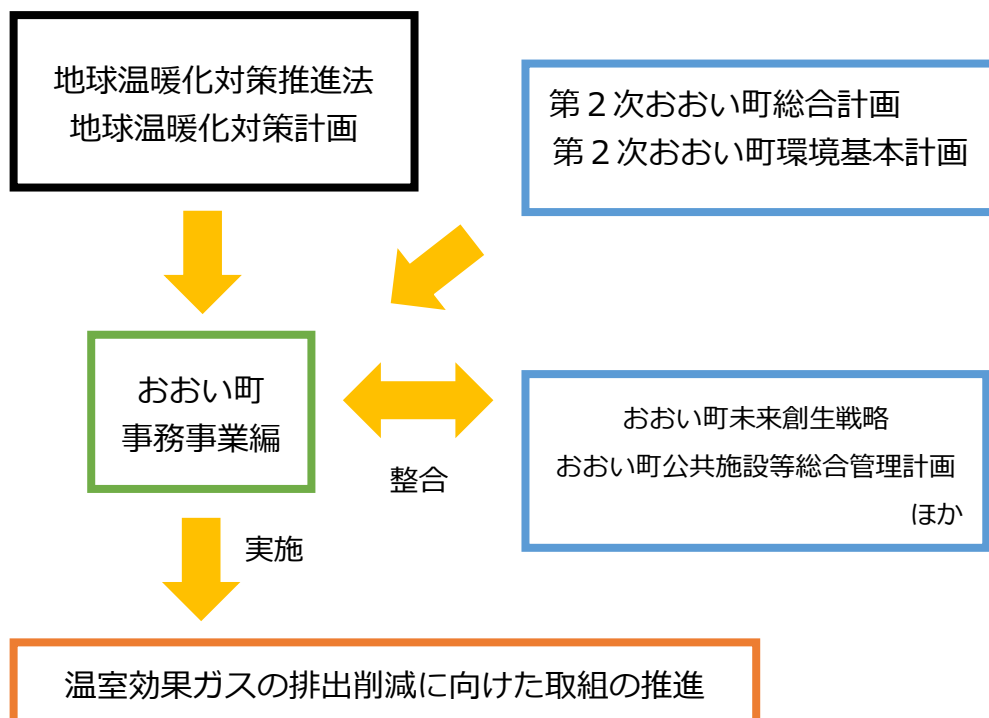
令和 5（2023）年度を基準年度とし、令和 7（2025）年度から令和 12（2030）年度までの 6 年間に計画期間とします。

項目	令和 5 (2023)	…	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)	令和 10 (2028)	令和 11 (2029)	令和 12 (2030)
期間中の事項	基準 年度		計画 開始					目標 年度
計画期間								

図 1 計画期間のイメージ

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

おおい町事務事業編は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）として策定します。また、国の地球温暖化対策計画、第 2 次おおい町総合計画及び第 2 次おおい町環境基本計画に即して策定します。



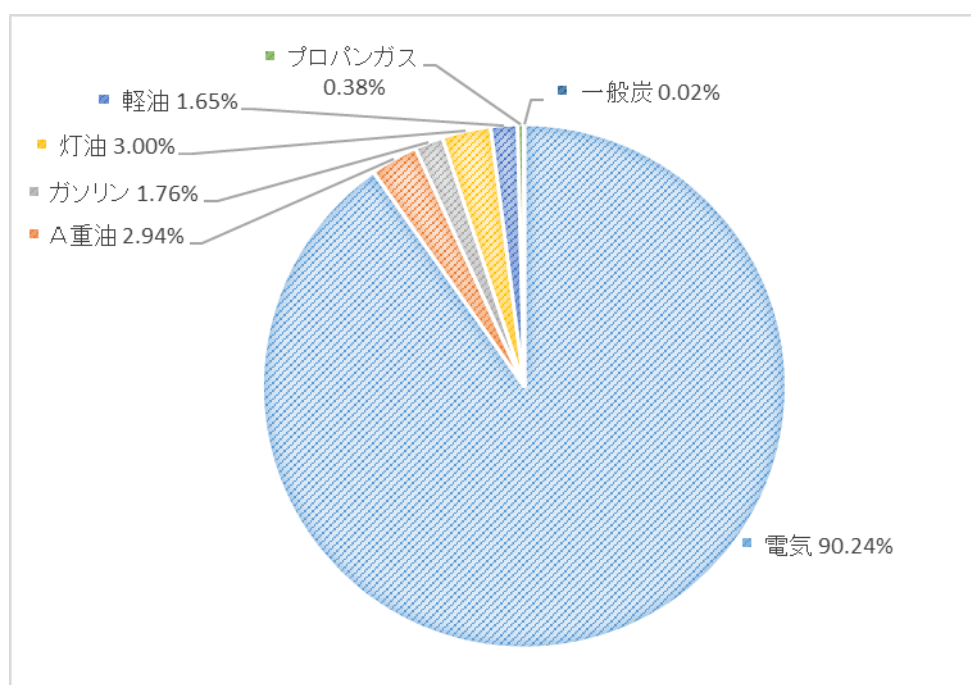
### 3. 温室効果ガスの排出状況

#### (1) 温室効果ガス総排出量

おおい町の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量は、基準年度である令和5(2023)年度において、8,017.417 t-CO<sub>2</sub>となっています。

エネルギー種別では、電気が全体の90.24%を占め、次いでA重油2.94%、となっています。

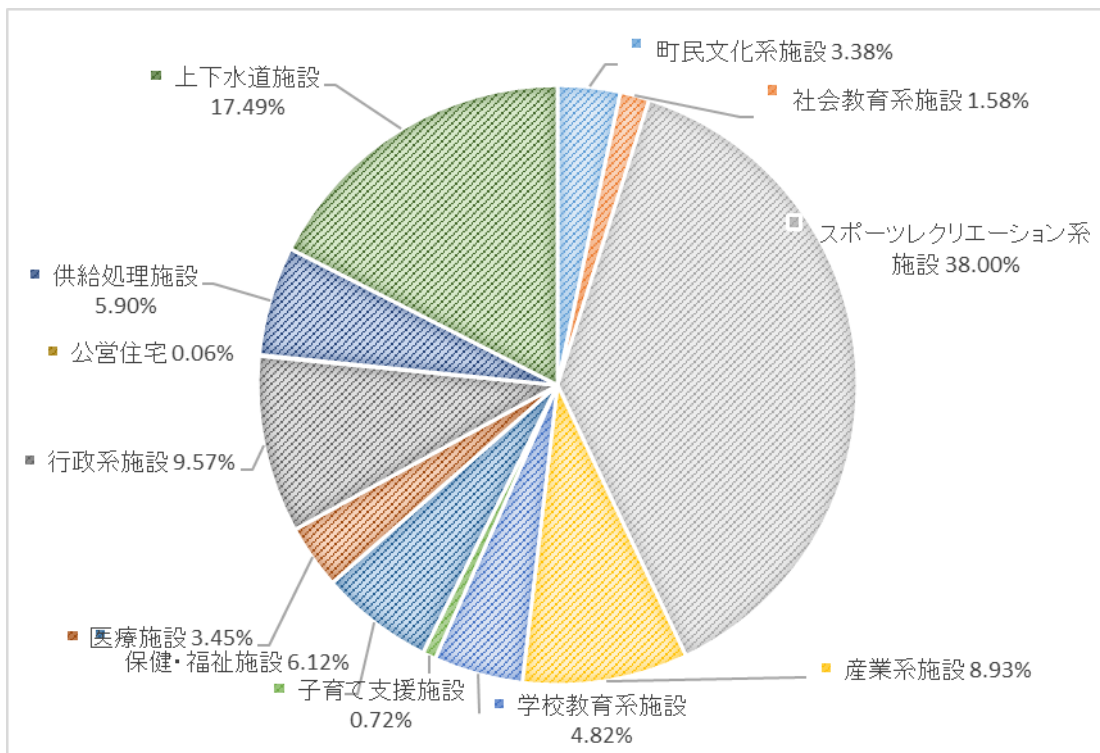
エネルギー種別	CO <sub>2</sub> 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	割合 (%)
電気	7,235.278	90.24%
A重油	235.548	2.94%
ガソリン	141.048	1.76%
灯油	240.895	3.00%
軽油	132.359	1.65%
プロパンガス	30.700	0.38%
一般炭	1.590	0.02%
<b>合計</b>	<b>8,017.417</b>	



エネルギー種別の温室効果ガス排出量の割合 (R5 年度)

また、施設別の排出量は下表のとおりで、スポーツ・レクリエーション施設が全体の38.00%を占め、次いで 上下水道施設17.49%、行政系施設9.57%となっています。

施設種別	CO2排出量 (t-CO2)	割合 (%)
町民文化系施設	270.616	3.38%
社会教育系施設	126.276	1.58%
スポーツレクリエーション系施設	3,046.817	38.00%
産業系施設	715.733	8.93%
学校教育系施設	386.050	4.82%
子育て支援施設	57.655	0.72%
保健・福祉施設	490.652	6.12%
医療施設	276.999	3.45%
行政系施設	767.175	9.57%
公営住宅	4.524	0.06%
供給処理施設	472.781	5.90%
上下水道施設	1,402.139	17.49%
<b>合計</b>	<b>8,017.417</b>	



施設種別の温室効果ガス排出量の割合 (R5 年度)



## 4. 温室効果ガスの排出削減目標

### (1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、おおい町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

**3. 温室効果ガスの排出状況** のとおり、おおい町の事務・事業に伴う温室効果ガス排出は、そのほとんどが電気使用によるものであることから、電気使用量の削減（省エネルギー）を中心に取組を行うことが必要と考えます。しかし、これまでの削減に向けた取り組みなどから、大幅な削減は望めないことが想定されます。また、電気使用による温室効果ガスの排出量は、電力事業者が毎年度公表する排出係数の変動に影響を受けることから、必ずしも町の実績が削減につながるとは限らない可能性があります。

なお、町の公共施設等においては、平成29年3月に策定（令和5年7月改定）した「おおい町公共施設等総合管理計画」において、長期的な視点での更新・統廃合・長寿命化を計画的に実施することとしており、今後、個別の施設計画等を策定するなどの総合的なマネジメントが進められますので、この運用等において、本計画に掲げる取組を推進することが可能です。

この他、第2次おおい町環境基本計画において、地球温暖化防止のための重点プロジェクトとして掲げる「低炭素型まちづくりプロジェクト」の取組の進展も求められます。

### (2) 温室効果ガスの削減目標

上記(1)の事情を総合的に検討し、実現可能な削減目標として、目標年度【令和12（2030）年度】に、基準年度【令和5（2023）年度】比で6%削減することを目標とします。

#### ○温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度（2023年度）	目標年度（2030年度）
温室効果ガスの排出量	8,017.417 t-CO <sub>2</sub>	7,536 t-CO <sub>2</sub>
削減率	6%	

## 5. 目標達成に向けた取組

### (1) 基本方針

おおい町が行う事務・事業において、温室効果ガスの排出要因である、電気使用量、灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量及びごみの削減に取り組めます。

### (2) 具体的な取組内容

#### ① 施設・設備等にかかる取組

##### I 施設を新築又は改築（改修）する場合及び設備等を設置、更新又は修繕を行う際の環境配慮

- 今後予定する新築又は改築（改修）事業については、環境に配慮した工事等を実施するとともに、ZEB Oriented 相当以上とし、ZEB Ready 相当となることを目指す。
- 太陽光、小水力、バイオマス等の再生可能エネルギーや水素等の新エネルギーを積極的に導入する。
- 冷暖房の効率を高めるため、断熱性能に優れた建築資材や窓ガラス（ペアガラス・二重ガラス）等を導入する。
- ヒートポンプ技術等を活用した空調機器やLED照明などのエネルギー効率に優れた機器を導入する。
- 設備等の効率的な稼働のため、人感センサー等の導入を進めるとともに、運転制御プログラム等のごまめな調節を行う。
- 電力デマンド監視システムを導入し、電力使用量のマネジメントを実施する。
- 雨水を散水等に利用する設備を導入する。

##### II 施設・設備の管理における環境配慮

- 電気又は燃料の使用量が多い施設等においては、省エネルギーの実現に向けた独自の取組計画の策定を行う。
- 職員等及び利用者への電力使用量、燃料使用量の「見える化」を実施する。
- 施設利用者等への節電・節水等省エネルギーの呼びかけを実施する。

#### ② 公用車・燃料の使用量削減

##### I 公用車を導入又は更新する際の環境配慮

- 代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新を行う公用車は全て電動車（EV・FCV・PHV・HV）とし、使用する公用車全体でも令和12年度までに

全て電動車とする。

- 業務上必要な性能を満たす車種が市場にないため、電動車に代替できない場合は、導入可能な自動車等のうち、最も排ガス性能が優れた自動車等を導入する。  
(電動車に代替できない例：災害用等緊急目的で使用する場合／特装・架装する場合／その他、用途、定員、寸法、積載量等において、業務使用目的に応じて仕様を必要とする場合)

## II 公用車の使用・管理の際の環境配慮

- 近距離移動時は、徒歩・自転車等により移動し、公用車の利用を控える。
- 同一方向への出張に当たっては、相乗り等を行う。
- 施設内において低燃費車両の情報を共有し、低燃費車両の優先使用を行う。
- エコドライブを推進し、急発進、急加速、空ふかし等は行わない。
- 停車時等のアイドリングストップを徹底する。
- 定期的にタイヤ空気圧の調整、オイル交換等の必要な点検・整備を実施する。

### ③物品購入等

- 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(環境)」に基づく取組を推進し、省資源、省エネルギー化に努める。
- 事務用品は、可能な限り、詰め替え品、リサイクル品を購入することとし、使い捨て品の購入を控える。
- 用紙の節減、節水に取り組む。

### ④職員等の取組

#### I 電気使用量の削減

- 昼休み時間等は、不必要な個所の消灯を行う。
- 計画的な業務遂行による夜間・休業日の超過勤務の削減や、有給休暇の計画的消化の推進により、照明や電気器具の使用を抑える。
- O A 機器や施設内の電気器具の主電源をこまめに切り、また使用頻度の低い電気器具の電源プラグを抜くなど、待機電力の削減を行う。
- 退庁時には、施設内の電気器具等の電源が切られていることを確認する。
- 空調設備の運転時間を削減し、適正な設定温度(夏季は28℃程度、冬季は20℃程度)での施設の温度管理を行う。
- 定期的にエアコンフィルターの清掃を行う。

- 退庁時にブラインド等を開閉し、室温の調節を行う。
- 荷物搬入時等を除き、職員等のエレベーターの利用を控える。

## **II その他の取組**

- 空調負荷の軽減を図るため、通年で職員の軽装勤務を実施する。
- 公共交通機関の利用やカー・セーブデーの実施など、定期的に環境に配慮した取組を行う。

## **III 職員の意識向上・啓発**

- おおい町事務事業編の実効性を高めるため、職員等を対象に効果的と認められる取組に関する情報の共有や研修等を実施する。

## 6. 推進体制、進捗管理体制及び進捗状況の公表

### (1) 推進体制

おおい町事務事業編を推進するために、以下の体制により計画の進捗管理を行います。

#### ① おおい町地球温暖化対策推進担当者

- 原則として各課（各施設）の職員をもってあてる。
- おおい町事務事業編の目標達成に向けた取組を推進するため、目標達成に向けた取組を実施する。
- また、事務局に対して、進捗状況の報告を行う。

#### ② 事務局

- 環境行政を所管する課（まちづくり課）内に置く。
- おおい町事務事業編の推進及び年1回進捗状況の点検評価を行う。また、随時各課（各施設）への情報提供を行う。

### (2) 点検・評価・見直し体制

おおい町事務事業編は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、おおい町事務事業編の見直しに向けたPDCAを推進します。

#### ① 毎年のPDCA

おおい町事務事業編の進捗状況は、事務局において点検評価のとりまとめを行い、月例の課長会等において、町長、副町長、教育長及び各課長に対し、報告を行います。また、併せて次年度の取組の方針を決定します。

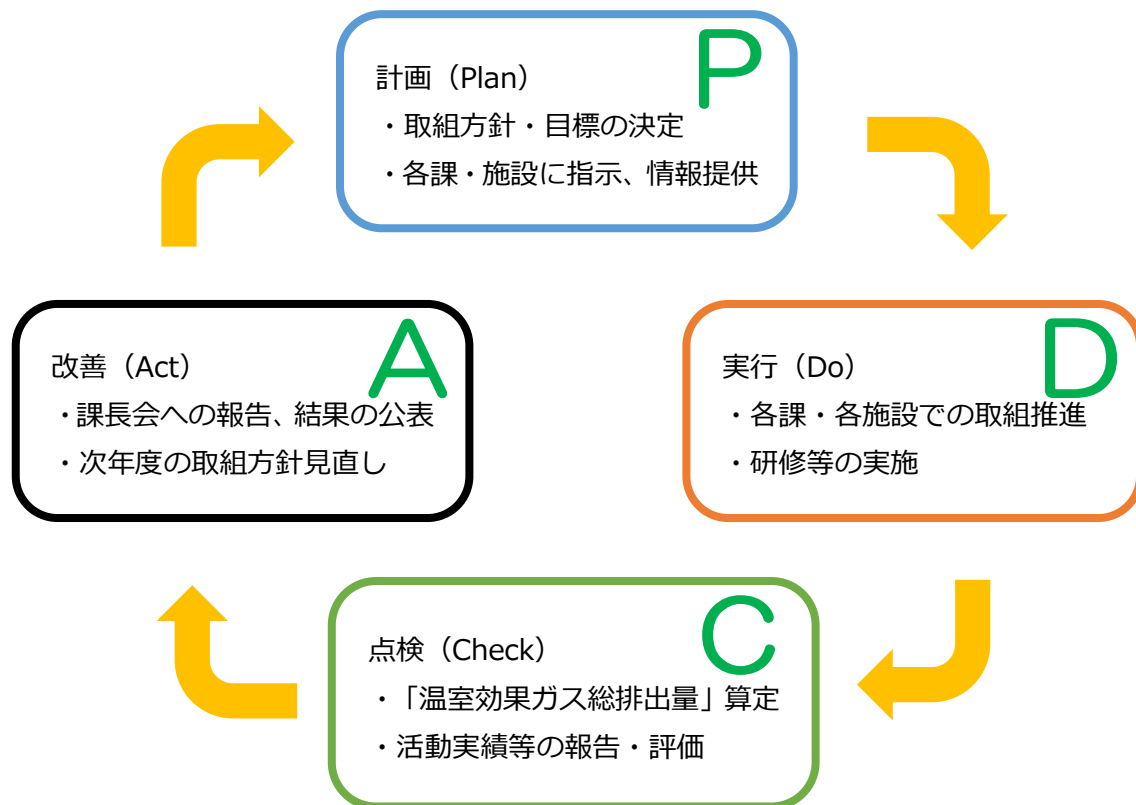
#### ② 見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

①において、おおい町事務事業編を見直す必要が生じた場合は、事務局において改正作業等を行います。

### (3) 進捗状況の公表

おおい町事務事業編の進捗状況は、おおい町ホームページ等で適時報告を行います。

○毎年のPDCAイメージ



別表 温室効果ガスの排出量測定の対象施設

分類	主な施設	施設数
町民文化系施設	公民館 等	7
社会教育系施設	図書館、若州一滴文庫、暦会館 等	7
スポーツ・レクリエーション系施設	総合運動公園、名田庄総合運動場、こども家族館、いきいき長寿村、きのこの森、うみんぴあ大飯、頭巾山青少年旅行村 等	25
産業系施設	おおい町創業支援施設チャレンジショップ棟、シイタケ菌床培養施設 等	11
学校教育系施設	小学校、中学校、給食センター 等	8
子育て支援施設	奥名田児童センター、名田庄こども園	2
保健・福祉施設	なごみ、あっとほ～むいきいき館 等	7
医療施設	なごみ診療所、医師住宅 等	6
行政系施設	役場庁舎、ネットぴあプラザ 等	13
公営住宅	公営住宅	3
供給処理施設	大飯清掃センター、えこあいらんど 等	6
上下水道施設	上下水道施設	41

※附帯する施設等及び公用車を含む。